

保護者の皆様

神栖市子育て支援課

市内幼児教育・保育施設における 新型コロナウイルス感染症感染者が発生した場合の対応について

日頃より、当市の保育行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、「新型コロナウイルス感染症等が確認された場合の保育所等における臨時休園等の基本方針(令和4年1月31日改訂)」に基づき、下記の対応となりますのでお知らせします。

保護者の皆様におかれましては、ご理解とご協力をいただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 施設内において感染者が発生した場合について

(1) 保育中に判明した場合

保育を中止し、保護者に園児の引き取りをお願いする場合があります。その場合、施設からご家庭に緊急メール等でお知らせします。

このような事態に備え、事前にお迎えの対応について、ご家庭でのご相談をお願いします。

なお、判明時刻と園児の引き取りの時刻を踏まえ、通常降園となる場合もありますことをご了承願います。

翌日以降の臨時休園等についても施設からご家庭に緊急メール等でお知らせします。

(2) 降園後・休日に判明した場合

翌日以降の臨時休園等について、施設からご家庭に緊急メール等でお知らせします。

(3) 臨時休園の期間について

濃厚接触者の特定や施設内の消毒作業に要する期間とします。

(4) 濃厚接触者に特定された園児について

濃厚接触者に特定された場合には、検査結果が陰性であっても、感染者と接触があった日の翌日から7日間は、登園を避けてください。(ただし、10日間を経過するまでは、検温など健康状態の確認を行ってください。)

濃厚接触者に特定されたわけではなく、接触者*として、念のため検査を受けた場合は、結果が陰性と判明するまでは、登園を避けてください。

※ 濃厚接触者ほどの接触はないが、同じクラスなど接触の機会が比較的多いと見られる園児を想定しています。

2 その他

(1) 園児及び同居の家族に風邪症状が見られる場合について

園児及び同居の家族に風邪症状(発熱・咳・のどの痛み・だるさ等)が見られる場合は、登園を控え、診療・検査医療機関を受診してください。ただし、風邪症状が新型コロナウイルス感染症によるものではないと医師が判断した場合はこの限りではありません。

また、無症状であっても同居の家族が検査を受けるという場合には、結果が判明するまで園児も登園を控えてください。

(2) 園児及び同居の家族に感染等の不安がある場合について

施設へ相談をお願いします。

(3) 人権への配慮について

感染者が発生した場合には、個人のプライバシーに配慮した対応を行いますので、問い合わせの内容に園や市で回答できない場合もありますので、ご理解ください。

<問い合わせ先>

神栖市健康福祉部子育て支援課

電話 0299(90)1206